

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契 約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給す ることができないものを調達 するとき」及び「財産の売払い、 物件の貸付けその他の県の収 入の原因となる契約であって、 価格競争により契約の相手方 を決めることが困難又は不適 当なものをするとき」以外の場 合であって、契約の性質又は目 的が競争入札に適しない特別 の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>新人介護職員を対象として、実践的な知識・技術及びコミュニケー ーション能力の向上と、職場を超えた仲間づくりによる介護業界へ の定着を支援することを目的とした、研修及び交流会を開催すると ともに、新人介護職員が職場の人間関係や仕事内容など何でも気軽 に相談できる窓口の設置を委託するものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業は、介護人材として中核的な役割を担う介護福祉士ほかを 対象に実施するものであり、各圏域の新人職員及び先輩介護職員も 参加する研修・交流会を開催するほか、介護職員からの様々な相談 に応じることから、県内の介護職・介護事業者に広くネットワー クを有するとともに、介護現場の実態や業務内容に精通し、実践的 な技術力の向上を目的とした研修を実施するノウハウや人材を有す る者でなければ実施できない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>(1) 一般社団法人岐阜県介護福祉士会は、介護福祉士で組織される 県内唯一の団体であり、介護福祉士のネットワークを有している。</p> <p>(2) 介護職員の業務はもとより、介護職員に求められる専門的知識 やノウハウに精通し、新人介護職員の状況を把握している。</p> <p>(3) 介護の臨床経験及び教育経験を有した専門知識のある職員が在 籍しており、相談業務の実施にあたっては、効果的な指導・助言 を行うことができる。</p> <p>(4) 新人介護職員をはじめとする様々な階層に応じた研修を多数実 施した実績がある。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。